

2024 年 12 月 3 日

岩倉市議会

関戸郁文議長 殿

「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求める意見書の採択を求める請願

請願者

国民救援会 尾 北 支部

支部長 矢 田 強

江南市

紹介議員

柳谷 規子

木村 冬樹

塚崎 海彦



【請願趣旨】

日頃、地域住民の暮らしと健康、権利を守るために奮闘されている貴議会の皆様に心から敬意を表します。私たちは日本国憲法と世界人権宣言を指針として、人権と権利を守るボランティア団体の「日本国民救援会」です。冤罪被害者を守り、「無実の人は無実だ!」と運動をしています。

ひとたび確定した判決といえども、もし冤罪の恐れがあるならば、高い人道的観点からまた基本的人権の尊重という趣旨から、できる限り救済の道を開くことが必要です。

日本の再審制度の立て付けは、「再審をやってください」という再審手続きと、実際にそれを受けておこなわれる再審公判手続きという二段階の制度の組み立てになっています。多くの再審事件で一段目の請求手続きのほうで、検察は頑として認めず、裁判所の再審開始決定に対しても不服申し立てをして争うというひどい対応をしています。

再審制度は、実体的真実のために、法的安定性を犠牲にする非常救済手続きですが、法的安定性を強調するあまり、再審の条件をいたずらに厳格かつ形式的に解し、再審の道を閉ざすことがあってはなりません。再審制度の本質を無視して、機械的に再審を拒むとするならば、再審制度の存在意義は失われます。現在、再審制度は刑事訴訟法に規定がありますが、条文数は 19 条のみで、極めて大ざっぱな規定です。個々の裁判で、裁判所の解釈、運用にすべてが委ねられているのが実態です。

冤罪被害者の一刻も早い救済のために、再審法を少なくとも以下の 2 点について速やかに改正するように意見書の提出を求めます。

【請願事項】

再審法を以下の 2 点について速やかに改正するように意見書を提出してください。

- 1、再審のためのすべての証拠を開示すること。
- 2、再審開始決定に対する検察の不服申し立てを禁止すること。

「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求める意見書(案)

再審は、無辜が救済される最後の砦です。罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける、冤罪。それは人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと、誰しも認めることでありながら後をたちません。

足利、布川、東電 OL、東住吉などの事件では、重罰事件の再審無罪が確定しました。また 2014 年には、袴田巖さんが 47 年ぶりに死刑囚監房から解放されましたが、これら事件で再審開始、無罪となる過程では、つねに検察による甚大な妨害が立ちはだかつていました。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権をもつ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。

無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたものであった事実には、心が凍る恐怖を覚えます。無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたからです。

通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示には、何一つルールがなく、法の下での平等原則さえも踏みにじられています。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申し立て(上訴)が許されていることです。大崎事件の原口アヤ子さん(90 歳を超えました)は、検察の即時抗告に続き特別抗告により、再審が未だ実現されていません。袴田事件は検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求が無用に長期化しました。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんにいたっては、1964 年一審無罪判決、2005 年再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申し立てにより、89 歳で無念の獄死をとげられました。

このように、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が、無辜の救済のための焦眉の課題です。現行の刑訴法の再審の規定は、日本国憲法 39 条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままです。現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツもすでに 50 年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。また、証拠開示については、2016 年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討をおこなうとしており、政府はこれをふまえ、証拠開示の制度化をおこなうことが求められています。無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、いまこそ次の 2 点について「再審法(刑事訴訟法再審規定)」の改正を行うことを要請します。

- 一 再審における検察手持ち証拠の全面開示。
 - 一 再審開始決定に対する検察の不服申し立て(上訴)の禁止。
 - 一、再審申し立ての手続法について規定する法的整備を行うこと
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

2024 年 12 月 3 日

岩倉市議会

内閣総理大臣 石 破 茂 殿
法務大臣 鈴 木 馨 祐 殿